

議員提出議案第 4 号

ウイグル人等の基本的人権の尊重及び国際人権法の保障が
守られるよう働きかけを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に
基づき提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

二宮町議会議長 善 波 宣 雄 殿

提出者	二宮町議会議員	小 笠 原 陶 子
賛成者	同	二 宮 節 子
同	同	松 崎 健
同	同	野 地 洋 正
同	同	杉 崎 俊 雄
同	同	渡 辺 訓 任
同	同	大 沼 英 樹
同	同	前 田 憲 一 郎
同	同	根 岸 ゆ き 子

ウイグル人等の基本的人権の尊重及び国際人権法の保障が
守られるよう働きかけを求める意見書

近年、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港、ミャンマー等では、人種差別、信教の自由への侵害、非合理的強制収監をはじめとする深刻な人権侵害が発生している。人権問題は、人類が普遍的価値を有し存在する為の国際社会共通の関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

特に新疆ウイグル自治区では、これまでに約 300 万人もの人々が「強制収容施設」に連行され、強制的な思想教育や労働、女性への不妊手術など、非人道的な弾圧が中国政府によって続けられており、米国バイデン政権は調査の結果「ジェノサイド(民族大虐殺)が行われている」と認定するに至った。また 2019 年英国民衆法廷では「中国による違法な強制臓器収奪は今日も続けられている」と結論付けている。

このような状況において、人権の尊重を掲げ SDG's を積極的に推進する我が町でも、人権外交に導く実質的かつ強固で実効性のある施策を国に求めることは当然の行動であると考えます。

人権や基本的自由は、いかなる政治体制においても尊重されるべきものである。よって、中国における人権や基本的自由の尊重について、国際社会から具体的な懸念が示されていることに対して中国は透明性をもって説明し、国際社会に対する責任を果たすべきであると考え、日本政府は、国際法に基づいた基本的人権の尊重が保障されるよう国際社会と共に最大限の努力を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出先

衆議院議長	細田 博之
参議院議長	山東 昭子
内閣総理大臣	岸田 文雄
外務大臣	林 芳正
内閣官房長官	松野 博一

神奈川県中郡二宮町議会議長 善波 宣雄